

# 一宮市委託業務成績評定要領

## (目的)

第1条 この要領は、一宮市が発注する測量、調査、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

## (評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務は、次の各号に掲げる業務をいう。

- 一 地質・土質調査業務及び別に定める単純調査業務並びに測量調査業務
- 二 設計業務「調査・計画業務」
- 三 設計業務「概略・予備設計」並びに「詳細設計」
- 四 用地調査等業務
- 五 工事監督支援業務
- 六 積算技術業務等
- 七 用地補償総合技術業務
- 八 建築設計業務
- 九 建築調査・計画業務

2 評定は、1件の契約金額が50万円以上の委託業務について行うものとする。

3 主たる委託内容が草刈等役務提供の委託業務は除くものとする。

## (評定者)

第3条 委託業務成績の評定者は、一宮市工事検査要領に定める検査員及び一宮市工事監督要領に定める監督員とする。

## (評定の方法)

第4条 評定は、契約ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

3 第2条第1項第一号から第七号に係る委託業務の評定は、別に定める委託業務成績評定審査基準【土木】により、同項八号及び九号に関わる委託業務の評定は、別に定める委託業務成績評定審査基準【建築】により行うものとする。

4 評定の結果は、同項第一号から第四号に規定する業務にあつては委託業務成績評定表（様式第1-1）、同項第五号から第七号に規定する業務にあつては委託業務成績評定表（様式第1-2）、同項第八号及び九号に規定する業務にあつては委託業務成績評定表（様式第1-3）に記録するものとする。

(評定の提出)

第 5 条 評定者は、評定を行ったときは遅滞なく、完成検査完了報告書（公共工事施行に関する事務取扱要領（以下「要領」という。）様式第 40 号（その 1））に、委託業務成績評定表を添付し、委託担当課長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第 6 条 委託担当課長は、評定者から完成検査完了報告書の提出があったときは、速やかに委託業務の受注者に対して、完成検査完了通知（要領様式第 40 号（その 2））に、第 2 条第 1 項第一号から第四号に規定する業務にあつては項目別評定表（様式第 2-1）、同項第五号から第七号に規定する業務にあつては項目別評定表（様式第 2-2）、同項第八号及び九号に規定する業務にあつては項目別評定表（様式第 2-3）を添付して通知するものとする。

(評定の修正)

第 7 条 委託担当課長は、第 6 条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、評定者と協議のうえ修正しなければならない

- 2 委託担当課長は、前項の修正を行ったときは、委託業務成績評定結果再通知書（様式第 3）により遅滞なく、その結果を前条の通知を受けた者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により、修正した評定の効力は、修正結果の通知後、将来にわたって生じるものとする。また、第 6 条による通知は前項の通知と同時に効力を失うものとする。

(説明請求)

第 8 条 第 6 条又は第 7 条による通知を受けた者は、通知を受けた日から 14 日（「土曜日、日曜日及び国民の休日」含む。）以内に、評定内容にかかる疑問の趣旨を付した書面により、委託担当課長に対して説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第 9 条 委託担当課長は、前条による説明を求められたときは、評定者と協議のうえ委託業務成績評定点に対する説明請求回答書（様式第 4）により回答するものとする

- 2 委託担当課長は、前項の回答をする場合、建設工事成績評定審査委員会に意見を求めることができる。
- 3 前項の建設工事成績評定審査委員会は、別に定める内規に基づき設置するものとする。
- 4 説明請求に対する回答は、説明請求の書面を受理した日から 30 日以内に行うものとする。
- 5 説明請求に対する回答を受けた者は、再度の説明請求を求めることはできない。

付 則

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降に完了する委託業務について適用する。
- 2 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日以降に完成する委託業務について適用する。
- 2 この要領の一部を改訂し、令和5年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和6年6月1日以降に完成する委託業務について適用する。
- 2 この要領の一部を改訂し、令和6年6月1日から施行する。

様式第 1-1(委託評定要領第2条第1項第一号から第四号)

委託業務成績評定表(土木)									
担当部署名									
委託番号									
委託業務名									
施行場所									
業務委託料	当初:	円			最終:	円			
履行期間	当初:	年 月 日 ~ 年 月 日							
	最終:	~							
完了年月日	年 月 日	検査年月日			年 月 日				
受注者	住所								
	名称								
管理技術者		照査技術者							
担当技術者									
専任監督員	所属	職名			氏名				
主任監督員	所属	職名			氏名				
検査員	所属	職名			氏名				
考查項目	細別	専任監督員 評定点	主任監督員 評定点	検査員 評定点	業務評定 (注1)	技術者評定			
						主任技術者 (注2)	担当技術者	照査技術者	
プロセス評価	実行能力の評価	実行体制と執行計画							
	実施状況の評価	執行管理							
		品質管理							
		業務特性							
		創意工夫							
	説明調整能力の評価	説明調整能力							
取組施設	責任感・積極性・倫理性								
結果の評価	成果物の品質								
①小計(注3)									
②事故等による減点									
③契約不適合及び損害賠償による減点									
④その他( )									
総合評定点=①+②+③+④									

- (注)1. 各考查項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。  
 2. 測量作業及び地質調査は、現場代理人及び主任技術者が用地調査等業務は主任担当者が該当する。  
 3. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

様式第 1-2(委託評定要領第2条第項第五号から第七号)

委託業務成績評定表(土木)									
担 当 部 署 名									
委 託 番 号									
委 託 業 務 名									
施 行 場 所									
業務委託料	当初:	円			最終:	円			
履 行 期 間	当初:	年 月 日 ~ 年 月 日							
	最終:								
完 了 年 月 日	年 月 日			検査年月日	年 月 日				
受 注 者	住 所								
	名 称								
管 理 技 術 者				照 査 技 術 者					
担 当 技 術 者									
専任監督員	所 属				職名				
主任監督員	所 属				職名				
検 査 員	所 属				職名				
考査項目	細 別	専任監督員 評定点	主任監督員 評定点	検査員 評定点	業務評定 (注 1)	技術者評定			
						管理技術者 (注 2,3)	担当技術者 (注 3)	照査技術者	
専門技術力	目的と内容の理解								
	的確な履行								
	業務目的の達成度								
管理技術力	業務実施体制の的確性								
	打合せの理解度								
	指揮系統の迅速性、確実性								
取組施設	責任感、積極性、発注者側の視点								
①小計(注 4)									
②業務執行に係る過失に伴う減点									
③事故等による減点									
④契約不適合及び侵害賠償による減点									
⑤その他									
総合評定点=①+②+③+④+⑤									

(注)1. 本欄に記載する技術者は、監督員の確認を受けた上で業務実績情報として登録された担当技術者及び業務従事者とし、複数名配置されている場合は、全て記載する。

2. 用地補償総合技術業務は、主任担当者が該当する。

3. 各考査項目の「業務評定」「管理技術者評定」「担当技術者評定」は、小数第二位を四捨五入して表示している。

4. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

様式第 1-3(委託評定要領第2条第1項第八号及び第九号)

委託業務成績評定表(建築)						
担 当 部 署 名						
委 託 番 号						
委 託 業 務 名						
施 行 場 所						
業務委託料	当 初 :	円	最 終 :		円	
履 行 期 間	当 初 :	年 月 日 ~ 年 月 日				
	最 終 :	~				
完 了 年 月 日		年 月 日	検 査 年 月 日		年 月 日	
受 注 者	住 所					
	名 称					
管 理 技 術 者						
担 当 技 術 者	構 造		電 気			
	積 算		機 械			
	建 築(意 匠)					
専 任 監 督 員	所 属		職 名		氏 名	
	所 属		職 名		氏 名	
主 任 監 督 員	所 属		職 名		氏 名	
	所 属		職 名		氏 名	
検 査 員	所 属		職 名		氏 名	
	所 属		職 名		氏 名	
考 査 項 目	細 別	項 目 の 分 類	専 任 監 督 員 評 点	主 任 監 督 員 評 点	検 査 員 評 点	業 務 評 定
業 務 の 実 施 能 力	業 務 の 実 施 体 制	基 礎	0.00	0.00		0.00/ 1
	管 理 技 術 者 の 能 力	基 礎	0.00	0.00		0.00/ 2
	担 当 技 術 者 の 能 力	基 礎	0.00	0.00		0.00/ 2
業 務 の 実 施 状 況	業 務 履 行 中 の 説 明 資 料【途 中 成 果 物】	基 礎	0.00	0.00		0.00/ 4
	調 整 及 び 説 明、対 応 の 迅 速 性	基 礎	0.00	0.00		0.00/ 2
		創 意 工 夫	0.00			0.00/ 1
	与 条 件 の 理 解、業 務 へ の 反 映【設 計 提 案】	基 礎	0.00	0.00		0.00/ 4
創 意 工 夫		0.00			0.00/ 3	
業 務 目 的 の 達 成 度	業 務 目 的 の 達 成 度	基 礎	0.00	0.00	0.00	0.00/20
	課 題 へ の 対 応	創 意 工 夫	0.00	0.00	0.00	0.00/ 8
①加減点小計(基礎項目)						0.00/35
②加減点小計(創意工夫項目)						0.00/12
③加減点小計(①+②を35点換算)						0.00/35
④評定点小計(標準点65点±③)						65/100
⑤事故による減点				0		0
⑥契約不適合及び損害賠償に減点				0		0
⑦その他( )				0		0
総合評定点 ④+⑤+⑥+⑦						65
業務評定点(減点なし)の分野別の内訳						
総合(65.00)			電気(65.00)			
構造(65.00)			電気積算(65.00)			
建築積算(65.00)			機械(65.00)			
			機械積算(65.00)			

- (注)1. 各評価項目の「業務評定」は小数第一位までとする。  
 2. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は設計業務のみの対象とする。  
 3. 「①小計」は、小数第一位を四捨五入し整数とする。  
 4. 【 】内は、第2条第1項第八号に規定する業務のみ

## 項目別評定表

委託番号: \_\_\_\_\_ 号

考查項目		細別	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定		
				主任技術者 (評定点/満点) (注 1,2)	担当技術者 (評定点/満点) (注 1)	照査技術者 (評定点/満点) (注 1,2)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	12.0/20 点	12.0/20 点	3.0/ 5 点	
	実施状況の評価	執行管理	3.0/ 5 点	3.0/ 5 点	3.0/ 5 点	
		品質管理	12.0/20 点	12.0/20 点	18.0/30 点	30.0/50 点
		業務特性	6.0/10 点	6.0/10 点	7.5/12.5 点	
		創意工夫	2.4/ 4 点	2.4/ 4 点	2.4/ 4 点	
	説明調整能力の評価	説明調査能力	3.6/ 6 点	3.6/ 6 点	3.6/ 6 点	
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理感	3.0/ 5 点	3.0/ 5 点	4.5/ 7.5 点	
結果の評価		成果物の品質	18.0/30 点	18.0/30 点	18.0/30 点	30.0/50 点
評定点小計(注 3)			60.0/100 点	60.0/100 点	60.0/100 点	60.0/100 点
事故等による減点			0 点			
契約不適合及び損害賠償による減点			0 点			
その他( )			0 点			
総合評定点(注 3)			60/100 点	60/100 点	60/100 点	60/100 点

(注)1. 各考查項目の評定点及び満点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 測量作業及び地質調査は、現場代理人及び主任技術者が用地調査等業務は主任担当者が該当する。

3. 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し整数としている。

## 項目別評定表

委託番号: \_\_\_\_\_ 号

考查項目	細別	業務評定・管理技術者 (注 2)	担当技術者
専門技術力	目的と内容の理解	1.2/ 6 点	1.8/8.8 点
	的確な履行	4.8/36 点	7.1/52.9 点
	業務目的の達成度	3.6/18 点	5.3/26.5 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	2.4/12 点	
	打合せの理解度	1.2/ 6 点	
	指揮系統の迅速性、確実性	0.0/14 点	
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	0.0/ 8 点	0.0/11.8 点
評定点の小計(注 1)		13/100 点	14/100 点
業務執行に係る過失に伴う減点		0 点	
事故等による減点		0 点	
契約不適合及び損害賠償による減点		0 点	
その他( )		0 点	
総合評定点		13/100 点	14/100 点

(注)1 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し整数としている。

2 用地補償総合技術業務は、主任担当者が該当する。



## 項目別評定表

委託番号: \_\_\_\_\_ 号

考查項目	細別	分類	業務評定点/満点
業務の実施能力	実務実施体制	基礎	0.00 / 1点
	管理技術者の能力	基礎	0.00 / 2点
	担当技術者の能力	基礎	0.00 / 2点
業務の実施状況	業務履行中の説明資料【途中成果物】に関する評価	基礎	0.00 / 4点
	調整及び説明、対応の迅速性	基礎	0.00 / 2点
		創意工夫	0.00 / 1点
	与条件の理解、業務への反応【設計提案】	基礎	0.00 / 4点
		創意工夫	0.00 / 3点
業務目的の達成度	業務目的の達成度	基礎	0.00 / 20点
	課題への対応	創意工夫	0.00 / 8点
加減点小計(基礎項目).....①			0.00 / 20点
加減点小計(創意工夫項目)....②			0.00 / 12点
加減点合計(①+②)を 35 点満点換算)			0.00 / 35点
評定点小計(標準点 65 点±加減点)			65 / 100点
事故等による減点			0点
契約不適合及び損害賠償による減点			0点
その他( )			0点
総合評定点			65 / 100点

(注) 【 】内は、第 2 条第 1 項第八号に規定する業務のみ

様式第 3

委託業務成績評定結果の再通知について(通知)

第 号  
年 月 日

受注者名  
代表者名 様

一宮市長 ⑩

貴社が受注した下記委託業務について、一宮市委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を再通知します。

下記委託業務の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付して、この通知を受けた日から14日(「休日」含む。)以内に書面により説明を求めることができます。

なお、説明を求める場合の手続き等の問合せ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

疑問に対する回答は、書面にて通知します。

記

1. 委託業務名
2. 施行場所
3. 業務委託料
4. 履行期間 自 年 月 日  
完了 年 月 日
5. 検査年月日 年 月 日
6. 評 定 点 点
7. 本業務の業種
8. 本手続き等の問合せ先及び書面の送付先 委託担当課

以上



